



令和6年2月14日

府中町議会議長
梶川 三樹夫 様

府中町議会議員政治倫理審査会委員長
力山 彰

府中町議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和5年12月25日付けで審査の請求があったこの件につき、府中町議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 審査の請求内容

(1) 審査請求者

代表者 二見 伸吾 議員、川上 翔一郎 議員（※）、西山 優 議員、
山口 晃司 議員、力山 彰 議員、益田 芳子 議員、児玉 利典 議員、
木田 圭司 議員

(2) 審査対象議員

田中 伸武 議員

(3) 違反する疑いがある規定

政治倫理条例第3条第1号 町民全体の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関して町民の疑義を招くおそれのある行為をしないこと。

同条第4号 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(4) 審査請求の対象となる内容

田中伸武議員（以下「対象議員」という。）は、令和2年の府中町議会議員

選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則、規定等を遵守しないよう議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと強要又はパワー・ハラスメントを行った疑いがある。

府中町議会は、議会として、また、各議員が、当該行為をやめるよう努力を続けたが、効果がなかった。

なお、審査請求書には、参考１として、府中町議会としての対応が、別紙２及び別紙３として、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料が添付されている。

２．審査の結果

審査請求の対象となった内容は、政治倫理条例第３条第１号及び同条第４号に違反する事実があると認める。

３．審査会が必要と認める措置の勧告

本審査会は、必要と認める措置として、次のとおり講じるよう勧告する。

- (１) 対象議員は、公開の議場において、審査会が定める陳謝文を読み上げること。
- (２) 議長は、議長又は議会事務局長が必要と認めるときは、議員に議会事務局から退去を要求することができ、当該議員はそれに従うよう府中町議会運営等要綱に規定すること。
- (３) 議長は、議員の不当要求行為及びハラスメント行為を根絶する決議を行うこと。また、職員に対するハラスメントを防止する条例を制定すること。

４．審査の経過

開催日	会 議	主 な 内 容
令和６年１月９日	第１回審査会	・ 正副委員長互選 ・ 審査会に関する確認 審査等における注意事項など ・ 政治倫理基準違反の確認 条例に規定される違反事項の確認 ・ 政治倫理基準違反の審査請求 審査請求代表者から、審査請求内容の説明 ・ 次回審査日程と出席要求議員の決定
１月２６日	第２回審査会	・ 審査対象議員による審査に係る事項の説明 ・ 審査対象議員の説明に対する事情の聴取 ・ 次回審査日程の決定

2月6日	第3回審査会	・審査会が出席を求める者に対する意見等の聴取 (1) 事務局員 (2) 狩野 雄二 議員 ・次回審査内容・日程の決定 ・次回審査会を秘密会とする決定
2月14日	第4回審査会	・議長に対する審査報告結果の調整 - 政治倫理条例基準違反の判定・審査会が必要と認める措置等の協議

5. 報告書を取りまとめるに当たって出された主な意見

- (1) 審査会の日程は、できるだけ急いで結論を出すべきだが、反面、公平・慎重な審査も必要。
- (2) 田中議員の、今回の審査申し出に係る行動は、多数の議員が目撃しているところであり、議会内における政治倫理基準に反することは明白である。
- (3) 政治倫理条例第3条第4号の、職員の公正な職務執行を妨げているのは明白だが、第1号の町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なう一切の行為を慎む、についても抵触している。
- (4) 田中議員は、与えられた自分の説明の機会の後も、審査会に説明文を提出して、「改革提案の前に立ちはだかる、提案連発を抑える「田中封じ」と自分勝手な主張をし、こういった内容は、その他の場面でも目にする。条例第3条第1項の「その職務に関し町民の疑念を招くおそれのある行為をしないこと」にも抵触している。
- (5) 事務局の説明は、法令や会議規則などに沿うもので、すべて議員が守らなければ、議会そのものが成立しないものばかりである。田中議員はそもそも、ルールを守る気持ちがないのではないか。
- (6) 田中議員は、第2回の審査会で、自己の謝罪について「内容については別だが、言葉がきついのは謝りました」と説明しているが、その後の録音によると、謝罪の後に「頭脳構造を疑う」などと発言し、言葉がきついだけでなく、人格否定にあたるような言葉を使っている。言葉がきつい程度の問題ではないこと、謝罪の後もこのような言葉を相手に使うことは、倫理上も問題である。
- (7) 田中議員の問題は、本人が主張するような、自分が行おうとする議会改革と、それに対する反対勢力、ということではなく、議会改革の提案を、議会ルールを守らずに行おうとすることに尽きる。議会が合議体である以上、

会議規則等の議会のルールを守らずに強引に議会のルールを変えることはできない。

- (8) 申し合わせや会議規則を変えるためのルールは現在でもあり、それに基づかずに変えることはできない。ルールを守っている議長や事務局を非難することで、自分が改革派で、ルールを守る側を反対勢力とレッテル張りをしているようにしか見えない。
- (9) 田中議員は、議会運営委員会の委員でありながら、解釈や議論の論点を捻じ曲げる、議会運営委員会の決定を覆すような行為を行うなど、議会のルールを守らない。
- (10) 自分の了解なく録音されたことに不満がある様子だが、通常、言動に問題がなければ録音されることもない。ハラスメントの証拠とされる録音が、すべてハラスメントを行う側の了解を得てされていると思われるようだが、社会通念上もおかしい。
- (11) 2月8日付けの「田中資料 その2」は、新たな情報に対する説明、とのことだったが、そのような内容ではない。例えば、⑨については、事務局員は、一般質問の後に、議長が注意したことについての説明である。⑬は、委員長に対し、田中議員が「お前に何の権限があるんや」といった暴言に対し、懲罰対象になる発言ではないか、という注意からであり、一方的な見解を述べたものに過ぎない。
- (12) 田中議員の説明を聞いたところ、反省していない。

6. 政治倫理審査会	委員名簿
委員長	力山 彰
副委員長	木田 圭司
委員	川上 翔一郎 (※)
委員	西山 優
委員	山口 晃司
委員	二見 伸吾
委員	西 友幸
委員	児玉 利典
委員	益田 芳子

(政治倫理条例第5条第2項の規定により、政治倫理審査会委員には、議会運営委員会員をもって充てる。)

以上

※ 川上 翔一郎議員は、令和6年1月30日付け議員辞職。

陳謝文

私は、令和2年の初当選以来、議会事務局員に対し、長時間に渡る非難や罵倒、人格の否定発言などを繰り返し、また、事務局員が主張する法令遵守をせず、さらに自分の主張が法令または議会の規律違反であり、従えないと事務局員に指摘されると、さらに同様な行為を繰り返しました。

この間、そのような行為を止めようとする同僚議員の意見を聞こうとせず、議長を始めとした、様々な議会の警告を無視し、対外的に改革派議員と反対勢力の争いと印象付けようとしてしました。

また、このことについては、「議員と職員間の議論であり、職員を信じて自分の主張を粘り強く続ければ続けるほど自分の意見は通る」との認識をもって、事務局員の人格を踏みにじり続け、複数の事務局職員に不快な思いをさせ、また、疾病まで追い込みました。

このことを認め、議会事務局員全員に謝罪し、また真摯に反省して今後、このような自分勝手な行動をしないことを誓うことをもって、私の府中町議会に対する陳謝といたします。

府中町議会議員 田中 伸武

府中町議会運営等に関する要綱の一部を改正する訓令

府中町議会運営等に関する要綱の一部を次のように改正する。

第90条の次に次の1条を加える。

第90条の2 議長又は局長は、必要があると認めるときは、議員に対し、議会事務局からの退出を要求することができる。

2 前項の要求を受けた議員は、遅滞なく退出しなければならない。

3 議長又は局長は、第1項の要求を行ったときは、前項の退出があったか否かを含め、議会運営委員会へ報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

職員に対する不当要求及びハラスメントを許さない決議

府中町議会は、令和3年2月19日の全員協議会において、不当要求行為又はハラスメントについては、府中町議会議員政治倫理条例の規定に反すると定義し、議員がこれらのことを厳に慎むべきものとして申し合わせた。

しかし、この申し合わせに反し、職員に対し、議員間で不当要求やハラスメントが行われたと疑わざるを得ない状況が、長期間続いてしまった。

まことに遺憾と言わざるを得ない。

府中町議会議員は、町民を代表する者として、今後、法令や議会ルール、政治倫理を遵守し、疑われることを含め、社会常識を逸脱する行為をしないことを固く誓い、ここに決議する。

令和6年 月 日

広島県安芸郡府中町議会

府中町議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員による、議員の地位を利用した職員（町職員（議会事務局職員を含む。）をいう。以下同じ。）に対するハラスメント行為（以下「職員に対するハラスメント」という。）を防止し、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、町政の効率的運営及び人的資源の損失防止に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、職員に対するハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させることを自覚し、職員の人格を尊重して活動しなければならない。

2 議員は、職員に対するハラスメントに関する調査に積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

(プライバシーの保護)

第3条 職員に対するハラスメントに関する調査に関与した議員は、関係者のプライバシーの保護を徹底し、当該事案に関係する職員が不利益を受けることがないように留意しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第4条 議員は、職員に対するハラスメントを防止するため、必要な研修等を受けるなど、常に努力しなければならない。

(議会の措置)

第5条 議会は、町長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。